

島根県スキー連盟懲戒処分規程

令和5年6月3日 制定

(目的)

第1条 この規程は、島根県スキー連盟（以下「本連盟」という。）が担うスキーの正しい普及と、スキー競技の促進発展という重要な役割に鑑み、本連盟の事業執行の公正さに対する多くの方の疑惑や不信を招くような行為の防止及び暴力行為等の根絶を図り、本連盟に対する社会的な信頼を確保する事を目的とし懲戒の種類及び方法について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、次に定める者とする。

- (1) 本連盟規約第6条に規定する役員、第13条に規定する名誉会長、顧問及び14条に規定する専門部会の外、アドバイザー、会賓（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 本連盟規約第20条に規定する所属団体が登録する全日本スキー連盟（以下SAJ）SAJ会員、SAJ公認資格者、SAJ競技者、および本連盟（以下SAS）SAS競技者（以下「会員登録者等」という。）を対象とする。
- (3) その他前各号に準ずる者

(懲戒事由)

第3条 第2条に定める役員等及び会員登録者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、情状に応じて、懲戒処分を行う。

- (1) 本連盟の規約、規程等に違反した場合
- (2) 各種関係法令、他の団体の諸規則又は公序良俗に違反した場合
- (3) 故意又は過失で本連盟に損害を与えた場合
- (4) 本連盟、役員等若しくは会員登録者等の名誉を害し、又は信用を傷つける行為をした場合
- (5) 本連盟の秩序又は風紀を著しく乱す行為をした場合
- (6) その他前各号に準ずる事由がある場合

(懲戒処分の種類)

第4条 本連盟は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 役員等に対する処分の種類

①戒告

始末書の提出および口頭による厳重注意

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ②けん責 | 始末書の提出および文書による厳重注意 |
| ③降 格 | 下位の役職に移行 |
| ④役員等就任資格の停止 | 一定期間、本連盟役員等への就任資格を停止。 |
| ⑤解 任 | 本連盟役員等への就任資格を解任 |

(2) 会員登録者等に対する処分の種類

- | | |
|---------|--------------------|
| ①戒 告 | 始末書の提出および口頭による厳重注意 |
| ②けん責 | 始末書の提出および文書による厳重注意 |
| ③事業参加停止 | 一定期間、本連盟主催事業の参加停止 |
| ④除 名 | 会員登録者の除名 |

(懲戒処分の決定等)

第5条 役員等及び会員登録者等は、自らが第3条の懲戒事由に該当するとき、又は役員等若しくは会員登録者等が第3条の懲戒事由に該当することを知ったときは、直ちに本連盟に報告するものとする。

- 2 コンプライアンス委員会は、懲戒事由に該当する事実及び懲戒処分の種類について公正かつ厳正に審議し、その結果を理事会に答申する。
- 3 理事会は、コンプライアンス委員会の審議結果等を踏まえて、対象者に対する懲戒分を決定する。

(処分の決定)

第6条 理事会は、コンプライアンス委員会及び調査等受任者の答申を審議し、処分決定を行う。決定に際して理事会は、コンプライアンス委員会及び調査等受任者の答申を尊重するものとする。

- 2 前項に基づき理事会で決定した処分は、処分する者に対し、以下の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
 - (1) 処分者の氏名
 - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3) 処分対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分の手続きの経過
 - (5) 処分の理由及び証拠の標目
 - (6) 処分の年月日
 - (7) 不服申し立て手続きの教示

(不服申し立て)

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、その処分に不服のある場合、通知のあった日（郵送の場合 は送達日）の翌日から起算して、90日以内に当法人に対し不服申し立てを行うことができる。

- 2 前項による不服申し立てがあったときは、コンプライアンス委員長は不服審査員

を招集し、その申し立てを審査し、理事会に答申しなければならない。

3 前項の不服審査員の構成は、次の通りとする。

(1) コンプライアンス委員長

(2) 外部有識者を含め、コンプライアンス委員長が特に指名した者

4 コンプライアンス委員長は、不服申立者に対し、書面をもって不服審査会の開催に係る通知を行わなければならない。ただし、審査対象者が不服審査会における意見陳述を不要とする場合を除く。

5 不服審査会には、不服申立者のほか、親権者又は不服申立者が指名する者1名が出席して意見を述べることができる。

6 前項の出席者全員が、不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会を開催しない。

第8条 理事会は、不服審査会の答申を審議し、決定を行う。決定に際して理事会は、不服審査会の答申を尊重するものとする。

2 前項に基づき理事会で決定した事項は、不服申立者に対し、以下の事項を記載した書面をもて通知しなければならない。

(1) 不服申立者の氏名

(2) 決定の内容

(3) 決定の年月日

(損害賠償)

第9条 役員等及び会員登録者等は、第3条の懲戒事由に該当する行為によって本連盟に損害を与えた場合は、懲戒処分とは別に、本連盟の請求に従い、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。

2 役委員・会員は次に掲げることを理由として責任を免れることは出来ない。

(1) 法令について正しい知識がなかったこと。

(2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと。

(3) 連盟の利益を図る目的で行ったこと。

(規程の改廃)

第10条 この規程の変更、廃止は、理事会の決議の上、会長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年6月3日から実施する。